

開発に伴うごみステーションの仕様について

宅地開発を行う場合は、以下の基準に従ってごみステーションを設置してください。



1 ごみステーションの新設について

原則、**10世帯から25世帯**の開発につき、ごみステーションを1箇所新設することとする。

10世帯未満の開発を行う場合は、地域のごみステーションと一緒に利用できないか自治会に相談すること。（自治会より既設ごみステーション利用の条件として、**ごみ収納箱を増築してほしい**などの要望が出る場合もある。）新設を求められた場合は1箇所設置する。

2 設置場所について

ごみステーションを設置する場所は、原則として4メートル以上の道路に面しており、**通り抜けできる場所**とする。

開発の出入り口が数箇所ある場合は居住者の動線を考え、ごみステーションを設置すること。

3 ごみ収納箱の容量について

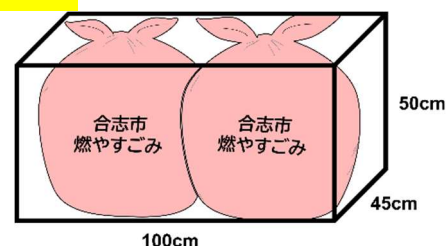
1世帯あたり市指定ごみ袋（大）2袋分の収納容量を確保すること。

高さ 50 cm × 長さ 100 cm × 奥行き 45 cm ÷ **0.23m³**

4 ごみステーション・収納箱の形状

◎ ごみステーション

- 床面は**コンクリート敷き**とすること
- 雨水の流入防止のため隣接する**道路より少し高く**すること



参考



参考



◎ ごみ収納箱

- 小動物（猫や鳥）に荒らされないよう、配慮した囲いをする（侵入経路を塞ぐなど）



小動物の侵入経路が塞がれている



小動物の侵入経路が塞がれていない